

ケーブルプラス電話サービス規約

第1条（規約の適用）

株式会社ちゅピ COM ふれあい（以下当社といいます。）は、KDDI株式会社（以下KDDIといいます。）が規定する「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下約款といいます。）により提供される「ケーブルプラス電話サービス」（以下「電話サービス」といいます。）の設備・保守及び請求等を、当社の定める「ケーブルプラス電話サービス規約」（以下規約といいます。）により行うものとしします。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、料金その他提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条（契約の成立）

当社は、当社を通じ、電話サービスの申込みがあったときは、KDDIが受付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定に拘らず、次の場合には、KDDIを通じ、申込みを承諾しないことがあります。

- (1) ケーブルプラス電話接続回線（以下電話接続回線といいます。）を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- (2) 申込みをした者が、電話サービスに係る料金（以下電話サービス料金といいます。）又は工事に関する費用等の支払を怠る恐れがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第4条（当社が提供する付帯サービス）

当社は、第3条の規定に従い契約が成立した場合は、本規約に基づき、電話サービスの提供を受けるにあたって必要となる電話接続回線の引込、電話用宅内機器（EMTA又はHGW、以下「宅内機器」といいます。）の設置に係る工事及び保守等の一部（以下付帯サービスといいます。）を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行うものとしします。尚、宅内機器は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

第5条（契約者の履行義務）

電話接続回線の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び宅内機器等を設置する為に必要な場所は、電話サービスの契約を行った者（以下契約者といいます。）から提供して頂きます。

2 機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとしします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、契約者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとしします。

3 契約者は、電話接続回線の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置して頂きます。

4 契約者は、宅内機器を第三者に譲渡し、転貸し、白己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、宅内機器を改造若しくは改変し、又は契約者が利用契約において指定した当該宅内機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとしします。また、

契約者は電話サービスを利用する目的以外に宅内機器を使用してはならないものとしします。

- 5 契約者は、宅内機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種若しくはほぼ同等の機能を有する正常な宅内機器（以下「代品」といいます。）を提供し、契約者は故障、毀損等が生じた宅内機器（以下「故障品」といいます。）を当社に返却するものとしします。
- 6 前項の規定に拘らず、当社は契約者の責に帰すべき事由により宅内機器に故障、滅失又は毀損等が生じたとき、又は解約に伴う宅内機器の返却がないときは、契約者に対し別表に定める額を請求できるものとしします。

第6条（責任の範囲）

当社は、当社の責に帰すべき事由に基づく宅内機器の故障、滅失又は毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2 当社は、宅内機器の修理等にあたって当社の責に帰すべき事由により契約者の機器その他の物品に等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

3 前二項の場合において、当社等、当社の責に帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとしします。

第7条（工事費等）

契約の申込み又は付帯サービスを要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、当社が別表に定める工事費（以下工事費等といいます。）の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の取消し（以下のこの条において解除等といいます。）があった場合は、この限りではありません。

2 契約者は、契約の解除に伴い、撤去にかかる工事費等を支払うものとしします。

第8条（設備の保守）

契約者は、ケーブルプラス電話の利用ができないときは、約款で規定する自営端末設備、又は自営電気通信設備、及び本設備の利用方法に問題がないことを確認の上、当社にその旨を通知するものとしします。この場合、当社は必要に応じて、当社及びKDDI株式会社の責に帰すことのできない事由による不具合の場合は、当社は第1項に規定する手配を行う責を負わないものとしします。

2 約款で規定する自営端末設備又は自営電気通信設備、及び本設備の利用方法に起因する不具合であることが明白な場合、又は当社及びKDDI株式会社の責に帰すことのできない事由による不具合の場合は、当社は第1項に規定する手配を行う責を負わないものとしします。

第9条（KDDIに係る債権の譲渡等）

当社は、契約者に、その約款に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDIの債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及びKDDIは契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとしします。

第10条（請求と支払等）

契約者は、各月の電話サービス料金及び工事費等を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に毎月支払いを行うものとします。

- 前項に拘らず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、契約者の負担とします。
- 契約者は当社が電話サービス料金及び工事費等の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
- 契約者が、電話サービス料金又は工事費等の支払を怠ったときは、各支払期日の翌日から支払い金額に対して完済の日に至るまで、実質年利14.6%の遅延金を支払うものとします。

第11条 【利用の停止】

契約者が電話サービス料金又は工事費等その他の債務について支払期日を3ヶ月以上経過してもなお支払わない又は支払われない恐れのあるときは、KDDIの約款の定めるところによりKDDIを通じ電話サービスの利用が停止されることがあります。

- 当社は、前項の規定により、電話サービスの利用が停止されるときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。尚、利用停止の期間中についてもKDDIの約款の定めるところにより、定額利用料の支払いを要します。また、契約者は利用停止に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

第12条（契約の解除）

当社は、次の場合には、KDDIを通じその利用契約を解除することがあります。

- 電話サービス料金又は工事費等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われない又は支払われない恐れのあるとき。
 - 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。
 - 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で電話サービスの継続ができないとき。
 - 本規約又はKDDIが定める約款に違反した又は違反する恐れがある場合。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。尚、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。
- 当社は、前項の規定により、電話サービスの契約が解除されるときは、予めそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。尚、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

第13条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、本規約及びKDDIが定める約款に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。尚、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

- 契約者に係る個人情報につきましては、当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

第14条（債権の保全）

当社が第7条(工事費等)の債権及び第8条(KDDIに係る債権の譲渡)により譲り受けた債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができます。

第15条（債権回収代行会社等への回収業務の委託）

契約者が料金、工事費その他の債務について支払を怠った場合は、当社が債権回収代行会社へ債権の回収業務を委託する必要があることを契約者は予め承諾するものとします。

第16条（紛争の処理）

電話サービスについて、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

第17条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

【別表】

【工事費】

対象者	内容	単位	建物形態	
			戸建	集合
ちゅピCOMふれあい 既加入者	追加 工事	基本契約 1契約毎	実費 相当額	実費 相当額
ちゅピCOMふれあい 未加入者	新規 工事	基本契約 1契約毎	実費 相当額	実費 相当額
ケーブルプラス電話 利用者	機器 撤去	宅内機器	実費 相当額	5,000円 (税込5,400円)
ちゅピCOMふれあい 利用者	全 撤去	宅内機器	実費 相当額	10,000円 (税込10,800円)
ケーブルプラス電話 利用者	破損 紛失	宅内機器	実費 相当額	15,000円 (税込16,200円)

*集合住宅等へ電話サービスを可能とするための導入工事費、改修工事費は別途見積となります。

附則

（実施期日）

この規約は、平成29年1月1日より実施します。